

海外事業に取り組む日本企業のための グローバルコンプライアンス・アップデート

Newsletter

February 2018

海外事業に取り組む企業のための コンプライアンス・クリニック のご案内

日本企業の海外における
各種のコンプライアンス
問題への対応経験が
豊富なパートナー弁護士
(複数名)が中心となって担当いたします。



- ▶ **コンプライアンス・クリニックの詳細は[こちら](#)をご覧ください。**
- ▶ **また、本件に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
marketing.tokyo@bakermckenzie.com**

海外への事業展開の拡大が日本企業にとっての経営課題となって久しく、海外工場／営業拠点の設立や外国企業との合併／M&A／技術導入などの戦略的提携による海外事業への取り組みが、様々な分野で急速に進んでいます。

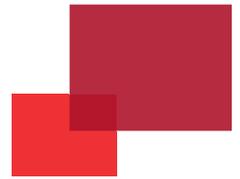
その一方、事業展開先の国々において、現地の法令違反、不正行為、各種規制やグローバルルールへの抵触など、コンプライアンス上の問題に直面する事例が増えており、巨額の賠償金／制裁金、許認可の取消し／入札資格停止、役職員の逮捕／処罰、強制捜査や民事訴訟、社会的信用の低下と事業への悪影響など、当該国だけではなく関係各国まで巻き込んだグローバルスケールでの重大なコンプライアンス・リスクに発展するケースもあります。日本企業が海外で直面するコンプライアンス上の問題は、その業種、進出国、進出形態等によって様々ですが、その対象国が、欧米など先進諸国にとどまらずアジア、中東、南米、アフリカと多様化してきていることに伴い、特定の国や地域での経験と知識だけでは対応が難しいケースも増えており、文字通りグローバルな知見と対応力を持つことが求められています（[日本企業が海外で直面するコンプライアンス上の課題例](#)）。

当ニュースレターは、海外事業を展開する日本企業のために、ペーカーマッケンジー東京オフィス※の様々な分野の専門家が結集し、その知識・経験とグローバルネットワークを最大限に活かし、海外のコンプライアンス問題に関する最新の動向や実務上の留意点を定期的にお届けするものです。

※ペーカーマッケンジー東京オフィスでは、世界各国のオフィスで培った知識や経験を集約し、日本企業の法務・コンプライアンス責任者及び担当者を対象とした、コンプライアンス・クリニックをご提供させていただいております。左記のご案内をご参照ください。

目次

1. [最高裁判決：国際カルテルへの課徴金認める（最高裁 2017 年 12 月 12 日）](#)
2. [米国司法省 FCPA パイロットプログラムを恒久的な方針として採用](#)
3. [誤った原産地証明書で FTA の恩典を受けた場合に生じる諸問題](#)
4. [製品の品質偽装への対応 グローバルな責任波及と米国 FCA の視点](#)
5. [コラム：間近に迫る GDPR の施行—日本・EU 間の十分性相互認定の可能性はあるか？](#)
6. [お知らせ：Dawn Raid App（ドーン・レイド・アプリ）のご紹介](#)



1. 最高裁判決：国際カルテルへの課徴金認める（最高裁 2017 年 12 月 12 日）（[阿江順也](#)、パートナー）

昨年 12 月、最高裁は、日本国外で行われたカルテル行為についても日本の独占禁止法（以下、「独禁法」）が適用される場合があるとの初めての判断を示した。

本件では、日本国内外のブラウン管製造会社が、日本のブラウン管テレビ製造販売会社の東南アジア地域の子会社向けに販売するテレビ用ブラウン管の販売価格に関し、最低目標価格等を設定する合意を日本国外において行っていたことについて、日本の独禁法が適用されるか否かが争われた。

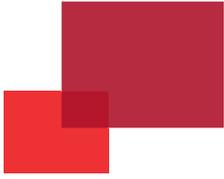
2010 年、公正取引委員会（以下、「公取委」）は、上記合意をしていたブラウン管製造会社の 1 社であるサムスン SDI マレーシアに対して、課徴金約 13 億 7,000 万円の納付を命じる課徴金納付命令を行った。これに対し、サムスン SDI マレーシアは、合意が東南アジアで行われていること、また、カルテル行為の対象であるテレビ用ブラウン管の直接の販売先は、日本の会社の東南アジアにある子会社であることなどから、日本の独禁法の適用はないと主張して、公取委の判断を争った。

公取委の審判に続いて、東京高裁も公取委の判断を支持して請求を棄却したため、サムスン SDI マレーシアが最高裁に上告していたところ、今般、最高裁は上告を棄却する判決を行った。

最高裁は、判決理由の中で、国外で合意されたカルテルであっても日本の自由競争経済秩序を侵害する場合には独禁法が適用されるとし、カルテルによって競争機能が損なわれることとなる市場に日本が含まれる場合は、日本の自由競争経済秩序を侵害するものといえる、と示している。そして、本件においては、日本の親会社が海外ブラウン管製造子会社との取引条件に関する交渉を直接行い、自らが決定した購入先、購入価格等の重要な取引条件を現地製造子会社に指示して、子会社はその指示に従って、テレビ用ブラウン管を購入していたことなどから、本件ブラウン管を購入する取引は、日本の親会社と現地子会社が経済活動として一体となって行ったものと評価できることを根拠に、本件合意は、日本の親会社をも相手方とする取引に係る市場が有する競争機能を損なうものであったということができるとして、独禁法の適用を認める判断をした。

本最高裁判決により、日本国外で行われたカルテル行為であっても日本が含まれる市場における競争を阻害する場合は、日本の独禁法が適用され、直接的に海外子会社がカルテル行為の対象となった製品を購入するケースにも日本の独禁法が適用され得ることが明らかにされた。最高裁が公取委の判断を支持したことから、国際カルテルに関する公取委の執行がますます活発化することが想定される。本判決は、日本の独禁法の域外適用に関する重要な指針となり、今後、海外で日本企業の海外子会社への販売にも影響のあるカルテルに日本企業が関与していたり、個別案件で日本の独禁法の執行の対象範囲などを検討するに際して、大いに参考となる事例といえる。

[最初のページに戻る](#)



2. 米国司法省 FCPA パイロットプログラムを恒久的な方針として採用（茨城敏夫、パートナー）

2017年11月29日、米国司法省（以下、「DOJ」）は、FCPAパイロットプログラムを恒久的な方針（以下、「新方針」）として採用することを発表した。FCPAパイロットプログラムは、2016年4月に、米国海外腐敗行為防止法（以下、「FCPA」）の違反企業に対して、特別の制裁減免措置を付与する基準を明確にすることで、違反行為の自主申告、捜査協力、是正措置の実施を促そうと、DOJが試験的に導入したFCPA事案の事件処理の方針である。既にご存知の方も多いと思われるが、FCPAは、米国以外の日本企業を含む外国企業も制裁の対象となりうる、いわゆるロング・アーム法であり、違反企業に対して100億円を超える制裁金が課せられるケースも珍しくはない。また、FCPAの与える影響のすそ野は広く、贈収賄防止法令の先進事例として、他国の立法・執行方針をも左右しうるものである。

新方針を公表した米国司法副長官ローゼンスタイン氏は、FCPAパイロットプログラムの試験期間の自主申告件数の増加（同プログラムの実施直前18ヶ月間の自主申告の件数は18件であったものが、同プログラムの試験期間の18カ月間は30件に増加した。）に触れ、同プログラムの有効性を説明した。その上で、FCPAパイロットプログラムの内容を一部修正して、検察官の意思決定の透明性を高め、企業側の予見可能性を確保する観点から、連邦検察官向けにDOJが策定した正式なガイドラインである連邦検察官マニュアル（US Attorneys' Manual）に組み込むことを明らかにした。

新方針の全体像は、FCPAパイロットプログラムの大枠を踏襲して、以下の2つ場合に大別される。

FCPA違反企業が、

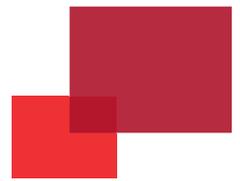
- A) ①違反行為の自主申告、②全面的な捜査協力、③適時かつ適切な是正措置の全てを実施した場合
- B) ①違反行為の自主申告は行わなかったが、②全面的な捜査協力及び③適時かつ適切な是正措置を実施した場合

A) の場合については、上級幹部の関与、違法行為による多額の利益の收受、組織内での違反行為の蔓延、再犯等の悪質な事案でない限り、違反企業は、不起訴処分を受けることを期待（presumption）できることが明記された。これは、DOJが、内容面においてFCPAパイロットプログラムより踏み込んだ点であり、①違反行為の自主申告を最も重視していることが分かる。但し、新方針に基づく不起訴処分は、本来的な不起訴処分とは異なり、違法利益の没収・追徴等の金銭的負担が発生し、また、当該事案が一般に公表される点には留意が必要である。

事案が悪質な場合には、不起訴処分は受けられないが、連邦量刑ガイドラインが定める罰金額の下限から最大50%の減額を受けられる（但し、再犯の場合を除く。）。これに加え、司法取引の締結時に有効なコンプライアンス・プログラムが整備されている場合には、一般に、企業外部のコンプライアンス・モニターの起用義務を免れることができる。

B) の場合は、連邦量刑ガイドラインが定める罰金額の下限から、最大25%の減額を受けることができる。

特別の恩恵措置を受けるための①～③の要件は、通常の企業犯罪の場合より厳格な基準で判断されることになるが、新方針は、その基準をできるだけ明



確にしようと試みている。特に、①違反行為の自主申告、及び②全面的な捜査協力に関して、関係役職員の特定とその関与を解明することが求められる点は留意する必要がある。これは、組織犯罪における役職員個人の刑事責任の追及を重視する近時の DOJ の訴追方針を反映したものである。FCPA 違反を発見した企業としては、将来的な①違反行為の自主申告及び②全面的な捜査協力を視野に入れて、自社の役職員の関与を明らかにできるような徹底的な社内調査を迅速に展開することが重要になる。このように、新方針は、FCPA 違反の疑いを発見した企業が真っ先に参照すべき行動指針といえる。日本企業においても、海外事業に関し贈賄行為の疑いが発覚した際には、新方針に基づく恩恵の最大化に向けて適切に対応できるように、平時より、その概要を理解しておく必要がある。

[最初のページに戻る](#)

3. 誤った原産地証明書で FTA の恩典を受けた場合に生じる諸問題 (穂高弥生子、パートナー)

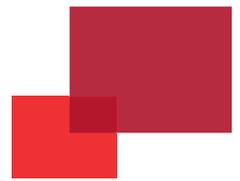
2002 年に発効した日シンガポール EPA（経済連携協定）を皮切りに、日本は、現在アジアを中心に 15 の国・地域との間で FTA/EPA（以下単に FTA という。）を締結している。また、TPP 署名、日-EU FTA の大筋合意により、関税に関して大きな減免を受けることのできる FTA の利用機会は今後ますます増えることが予想される。他方、FTA を利用する前提条件である、輸出品が「日本原産品」であることの証明方式は、日本商工会議所などの第三者機関により証明してもらう方式から自己証明方式へと大きく流れつつあり、原産地判定業務における各企業の責任は重くなっている。

何を以て「原産品」とすることができるかは、各 FTA ごとに異なり、ある FTA では日本原産となるものが、他の FTA では日本原産品とはならないこともある。また、最終製品を構成する原材料、部品を何層にもわたるサプライヤーから調達している場合、上流のサプライヤーの一つの原材料の輸入先変更により最終製品の原産性が喪失することもあり、最終輸出者がこれらをすべてトレースすることは容易なことではない。さらに、時間の経過とともに FOB 価格、原材料調達価格等が変化し、それに伴い当初は存在していた原産性が喪失しているのに、そのまま原産品として輸出され続けている例も珍しくない。

このように、本来、相当な工数と実務経験、専門知識が必要な原産地判定・原産地証明書申請実務であるが、専門の部署を置かず、また、社内でのクロスチェックもないまま、ごく一部の専門知識を有する従業員のみによって運用されている企業は例外的ではない。

原産地の判定を誤り、本来関税の減免を受けられないのに、FTA を利用してしまっていた場合、後日、通常の間税額との差額に加え、延滞税等を付加して現地関税当局に支払う必要がある。また、罰金、禁固・懲役といった刑事罰が科される可能性すらある。さらに、関税額の増加により、現地で賦課される売上税の額も異なってくるため、この差額の支払義務も生じる。

輸入国当局は、原産地証明に疑義があると考えた場合、「検認」という制度を利用して、輸出国側の監督官庁に、日本原産であることの確認を求めることができる。FTA の締結対象国が増加し、また、各国の税務当局が税収入の確保に躍起になっている現状に鑑みると、日本企業に関して日本の当局に対して検認が行われる件数は、今後格段に増加するのではないかとみられている。



ここで注意しなければならないのは、原産地証明の誤りが発見されるのは、輸入国当局がアドホック、アトランダムに検認を実施する場合に限られないということである。輸入国当局は、現地事業体に対して一般的な調査権限を有しており、この通常の監査の過程で原産地証明に関する疑義が発見されることも少なくない。

いずれにしても、原産性の判定に誤りが見つかった場合、過去数年間の輸出入に影響を及ぼし、関税不足額も相当な額に上ることが通常である。また、原産地証明書が取り消された場合、同一証明書により証明されていた品目すべてについて、FTA 利用の根拠が喪失することになるため、一部の誤りにより、影響額が何十～何百倍にも膨れ上がることがある。

このところ、過去に行った輸入行為において利用された原産地証明が間違っていたことがあとから発覚し、その対応に追われる例が増えている。この対応は日本国内と輸入国の双方において必要となるが、輸入国側の規制は国によって大きく異なる一方、数カ国に同じ物品を輸出していた場合、対応に一定の統一性を持たせる必要もあり、輸出者、輸入者ともに難しいかじ取りを迫られることとなる。

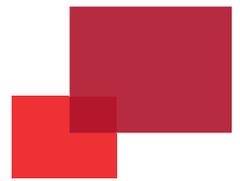
次回以降では、各輸入国における対応のポイントを解説したい。

[最初のページに戻る](#)

4. 製品の品質偽装への対応 グローバルな責任波及と米国 FCA の視点（[武藤佳昭](#)、パートナー）

品質偽装には様々な態様がありうるが、最大公約数を法的に整理してみると、製品の性能、仕様、耐久性などの品質的要素に関して、当然に強制力を有する国の法令や、契約に取り込まれて法的拘束力を持つ業界団体等の公的規程または顧客独自の仕様規定において、一定の実体基準を満たすことあるいは所定の手順を踏むことが求められているのに、これを満たさず、しかしあたかも満たしているかのように対外的に保障、表明、表示して、当該製品を販売、提供することを指すといえるだろう。結果として、製品の性能や安全性の低下などの実質的な影響を生じることがあり、さらに製品の安全性や性能に対する顧客、ユーザー、規制当局等の信頼を失わせるものとなり、ひいては製造メーカーの社会的信用の失墜や事業存続の危機すらも招きかねない。いわゆるリコール隠しの問題と共通するが、必ずしも製品の安全性に関わる瑕疵があるかどうかに限らず、より広く法令や諸規程の定める様々な基準や手続要件を満たしていない場合が、品質偽装として問題視されている。

このように品質偽装は、必ずしも実質的結果を伴わない形式的違反という類型であるため、法的責任を伴わないのではないかという印象があるかもしれないが、これは大きな誤解である。①品質を偽って製品を売りつけたことについての詐欺罪や、結果として人身損害を生じた場合における業務上過失致傷罪など、刑法上の責任（刑罰）、②製品の重要な要素を偽って販売したことにつき民法の「詐欺」としての契約無効と、これに伴う様々な原状回復・代金返還・費用補償等の義務、契約上の仕様条件や品質保証を満たしていないことについて、瑕疵担保または債務不履行を理由とする瑕疵修補、代品納入、損害賠償等の義務、さらには直接契約関係に立たない最終受益者やユーザーに対して品質面を欺罔して製品を購入せしめたことについての不法行為責任など、民法上の責任、③関連法令の定める行政罰や、政府機関への入札参加資格停止等の不利益などの行政上の処分、④業界団体、公益法人等



の定める規程への違反について当該団体の定める団体内部上の不利益処分など、さまざまな法的責任がありうる。

しかも、品質偽装の事案において、法的リスクの対象が日本法に基づく日本国内での責任にとどまるとは限らない。日本国内で製造された製品や、これを組み込んだ二次製品や最終製品が、海外に輸出され、外国の顧客に納入され、当該国や第三国で販売される場合や、そもそもわが国で企画開発された製品が海外で製造され、そこから当該国や第三国に納入、販売されたり日本に逆輸入される場合には、これら関係各国の法令、規程等に基づく外国法上の法的責任を生じることになる。製造業におけるサプライチェーンのグローバル化が進む昨今、日本企業の製品が日本国内だけに滞留することはむしろ例外的となりつつあるのが実情である。品質偽造があるときは、日本国内専門であることが明らかな場合を除いて、これが海外に波及し、関係諸国での外国法上の責任を引き起こすケースがむしろ原則形である、と考えなければならない。

その代表例は、米国における民事上及び刑事上の詐欺責任（fraud）であり、連邦政府への詐欺被害につき民事罰と三倍賠償責任を定める虚偽請求規制法（False Claims Act）、隔地間の詐欺行為への刑罰を定める通信詐欺法（mail and wire fraud statute）等に基づいて、司法機関や被害者からの訴訟にさらされ、重大な民事責任や刑事処罰にさらされるリスクがある。

品質偽装問題が発覚した場合には、偽装に関する事実関係の解明と同時に、その製品が誰に販売・納品され、どのような二次製品、二次製品、三次製品、最終製品に組み込まれ、それが最終的に誰の手に渡って実際に使用されているのかというサプライチェーンの流れを、出来る限り早急に把握することが必要であり、何らかの形で対象品が海外に流れていれば国境を超えてサプライチェーンを突き止めてゆくことが必要となる。直接の納入先を超えた先の販路まで把握できていることは多くないので、取引先など社外関係者の助力を得て経路を辿るしかないが、民事上の責任や刑事上の共犯関係といった潜在的な利益相反関係がありうる上に、偽装の事実あるいは偽造の疑いへの調査実施中という事実それ自体が極めて守秘性の高い話であることから、顧客に協力を求めるのも一筋縄ではいかない。事実解明調査の進展に応じて、また、公開会社であるときは開示公表のタイミング等と調整しつつ、取引先との関係の程度も考慮しつつ、極めて慎重に情報収集を進めなければならない。

品質偽装は決して形式的な違反として顧客に謝罪、補償すれば済む問題ではなく、実体的な法的責任を伴う重大なコンプライアンス問題であり、海外にも波及することを念頭に、早い段階から事実解明と流通経路確認、流通先各国での法的リスク分析など、多角的に取り組むことが肝要である。

[最初のページに戻る](#)

5. コラム：間近に迫る GDPR の施行—日本・EU 間の十分性相互認定の可能性はあるか？（[達野大輔](#)、パートナー）

GDPR の完全施行日が間近に迫っています。2018 年 5 月 25 日、個人情報の取扱いに関する EU の規則である一般データ保護規則の義務がいよいよ EU において執行されることとなり、現状の EU 指令に基づく義務を発展させた、あるいはこれに追加された様々な義務—例えば、データ・プロテクション・オフィサー（DPO）の選任、データ漏えいの際の 72 時間以内の報告義務、国境を越えた個人データの移転に関する規定、データマッピングの義務など—が企業に課されるようになります。

このような GDPR における義務に加えて、最近新たな関心を呼んでいるのが、日本と EU が相互に、個人情報の保護に関し相手国を「個人情報の保護が十分な国」と認定しようという合意に向けた動きを見せていることです。

従前の個人情報保護に関する EU 指令、そして GDPR では、EU 域外（正確には EEA 域外）への個人データの移転は規制されます。EU 以外の国は個人情報の保護について十分な保護がなされていないため、そのような国に個人データを移動してはいけない、という規制がされています。但し、例外的に、EU が「個人情報の保護が十分である」と認めた国には、制限なく個人データの移転をすることが可能となっていました。日本は従来、EU により「個人情報の保護が十分である」とは認められてはおらず、したがって BCR（Binding Corporate Rules）の整備など、移転を可能にする一定の措置を取らなければ、EU からの個人データの移転を行うことができませんでした。

ところが、2017 年に日本で改正個人情報保護法が施行されてから、この EU の十分性認定を受けることへの機運が高まってきており、実際にも個人情報保護委員会は、この改正を機に、単に EU からの十分性認定を受けるだけでなく、EU と日本の間の、双方向での個人データの移転を可能にしめる措置を検討してきました。

この動きの表れとして、まず 2017 年 7 月に、欧州委員会と個人情報保護委員会が、「個人情報保護に関する日・EU 対話の進捗状況に関する共同声明」を通じ、日本と EU それぞれの個人情報保護法制の改革に伴い、「特に両者が適切な保護水準を同時に探し出すことを通じて、円滑かつ相互的な情報移転をさらに進めるための新たな機会が提供される」との意向を発表しました。さらに、2017 年 12 月 15 日には「共同プレス・ステートメント」を通じて、「相互に十分性を見出すことを、2018 年のできるだけ早い時期に達成するための作業を加速させることを目指す」との再度の表明を行いました。

共同声明と共同プレス・ステートメントの文言はややあいまいではあるものの、上述のように、EU は日本の個人情報保護制度の十分性認定を行い、日本は個人情報保護法において個人データの国外の第三者への提供が可能とされている、「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」（個人情報保護法第 24 条）としての個人情報保護委員会における指定を行おうという趣旨だと理解されます。

この相互認定が実現されれば、日本企業にとっては、GDPR における制限が一つクリアになるという意味で、非常に助かることは間違いありません。ただ、日本の改正法のもとで、個人情報保護制度が EU の観点から「十分」といえるのか、実際に乗り越えるべき壁はいくつもあります。

しかし、上記の 2 回の共同声明を出すまでに至ったのは、個人情報保護委員会における対外的な交渉が非常にうまく行っていることを示しています。共同プレス・ステートメントにいう「2018 年のできるだけ早い時期」に実現かどうかはともかくとして、両国間の十分性認定への道のりは、案外近いものかもしれません。

[最初のページに戻る](#)

本ニュースレターに
関するお問い合わせ先



武藤 佳昭
パートナー
03 6271 9451
yoshiaki.muto@bakermckenzie.com



穂高 弥生子
パートナー
03 6271 9461
yaeko.hodaka@bakermckenzie.com



達野 大輔
パートナー
03 6271 9479
daisuke.tatsuno@bakermckenzie.com



茨城 敏夫
パートナー
03 6271 9507
toshio.ibaraki@bakermckenzie.com



阿江 順也
パートナー
03 6271 9491
junya.ae@bakermckenzie.com

6. お知らせ : Dawn Raid App (ドーン・レイド・アプリ) のご紹介

ベーカーマッケンジーでは、独占禁止法／競争法 (Antitrust/Competition Law) や贈賄 (Anti-bribery and corruption)、税 (Tax) の分野で当局の立入検査の対象となったときにどのような対応をすべきかをわかりやすく説明したモバイル用アプリを、これまで以上にその内容を充実させて、新たに配信を始めました。

立入検査は事前の予告なく突然行われるため、その対応を迫られる現場の従業員にとって戸惑うことが多いのが実情です。また、立入検査の対応を間違えると当局による制裁の対象となり深刻なダメージを受けるリスクが高まっています。

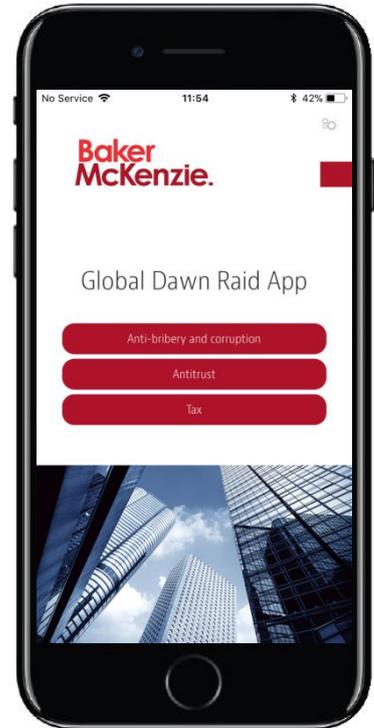
本アプリは、各国・地域に応じた立入検査に関する基本的な情報や、立入検査に対応する際の留意事項等に関する情報を提供するだけでなく、その場で当事務所の各国オフィス・各分野の専門弁護士へメールや電話で連絡し、即座に法的なサポートを受けることを可能にしています。

また、各国当局は、他の国・地域の当局と連携して調査を行うケースが増えてきており、調査対象となった企業は同時に数か国の立入検査に対応しなければならない場合もあります。Dawn Raid App (ドーン・レイド・アプリ) は、現在、44 か国・地域をカバーしており、複数国の情報を同時に入手することができます。アプリの基本的な言語は英語となりますが、日本と中国の独占禁止法に関する立入検査については、それぞれ日本語と中国語で情報を提供しています。

Dawn Raid App (ドーン・レイド・アプリ) は、立入検査のリスクが高い法分野での実務的な対応を包括的にカバーし、万が一立入検査が生じた場合に、有用なリスク管理ツールを提供するとともに、既に立入検査対応を含むコンプライアンス体制をある程度整備している日本企業にとっても、有用な補完ツールとなり得るものです。

本アプリに関する詳しい情報は、こちらの[ウェブサイト](#) (英語のみ) をご確認ください。また、marketing.tokyo@bakermckenzie.com までお問い合わせください。

[最初のページに戻る](#)



ベーカーマッケンジー
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp